

所沢市公共施設LED一括導入事業における実現可能性についての

官民対話結果の公表について

令和7年12月26日

市では、2023年の「水銀に関する水俣条約」第5回締約国会議で2027年末までに蛍光ランプの製造と輸出入の廃止が決まったことを受け、公共施設照明の可及的速やかなLED化が必要となりました。

そのような状況を踏まえ、公共施設における照明のLED化を効率的に実施するため、また、ゼロカーボンシティの実現に向けた二酸化炭素排出量削減を促進するため、照明のLED化に知見のある民間事業者より、事業規模やスケジュールを踏まえた実現可能性についての意見を聴取することを目的として、官民対話を実施しました。

1 官民対話の実施スケジュール

実施要領の公表	令和7年12月8日(月)
官民対話の参加申込	令和7年12月12日(金)まで
市からの資料提供 (対象施設一覧、照明器具一覧、舞台照明一覧)	令和7年12月16日(火)まで
意見書の提出	令和7年12月19日(金)まで
官民対話の実施	令和7年12月22日(月)から12月24日(水) まで
実施結果概要の公表	令和7年12月26日公表

2 官民対話の参加者

3者

3 官民対話結果の概要

黒字は対話参加事業者のご意見・ご質問、赤字は市の回答です。事業者の特定に繋がる情報や事業者の独自ノウハウに関する内容、重複するご意見等は掲載していません。

公募スケジュールについて	<ul style="list-style-type: none">・プレゼンテーションは開庁時間外でも可能。・提案書提出までの期間が短い。 ウォークスルーから一ヶ月あれば提案内容を充実させられる。 ⇒提案書の受付を令和8年2月25日(水)までに、審査・評価を令和8年3月2日(月)～3月6日(金)のいずれか1日（開庁時間外に実施する可能性があり
--------------	--

	<p>ます。)に変更します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウォータースルーは舞台照明のある施設を希望。 ⇒日時の都合が合えば可能です。 ・市はグループ分けをどのように想定しているか。 ⇒スケジュール調整の容易な施設（消防団分団や駐輪場等）を初年度に、難しい施設（給食センター、保育園等）を2年目以降にする想定です。 <p>舞台照明は工期もかかるため、使用制限のできる2から3年目に実施する想定です。</p> <p>上記を踏まえ、実施しやすいスケジュールをご提案ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月22日から受付の提案書は「実行計画書」であり、事業費を記載しなくてよい。 ⇒事業費の記載が必要です。 ・市内事業者に事業を遂行できる体制があるか。提案内で市内事業者の活用が確約できない可能性があるが、評価に影響しないか。 ・市内事業者で体制が整っていないと特に施工グループ①において施工が間に合わない可能性がある。 ⇒市内に事業遂行できる事業者があることを確認しています。極力市内事業者を活用していただきたいと考えています。 ・約4か月の調査期間は、施工グループ①～③纏めて全施設の調査期間か。纏めての調査期間であれば、かなりタイトになる。また、纏めて調査実施する場合、R8に調査した施設をR10年度に工事することになり、その間に状況が変化するリスクがある。 ⇒調査の中で、一括LED化できない施設が判明した場合、市のR9予算要求に別途計上する必要があり、その期間を考慮すると約4か月でまとめて調査いただきたいと考えています。一括LED化できない施設が7月末までに判明すれば、施工期間内に工事が終わる前提のもと、実施計画の策定等を後ろ倒しすることは協議のうえ可能です。 また、施工スケジュールはあらかじめ施設管理者に伝え、リスクを最小限にするよう配慮します。 ・調査期間中(3月中旬～7月下旬)の仮契約・議決・本契約となっておりますが、一旦提案時の金額で契約を締
--	---

	<p>結し、その後契約変更をする流れか。</p> <p>⇒ご認識のとおりです。</p>
事業の実現可能性について	<ul style="list-style-type: none"> ・調査及び施工時期に工事進行に合わせて施設の利用制限をしてほしい。 <p>⇒十分な周知期間があれば利用制限は可能であり、調整します。</p> ・「施工役割を担う事業者において、「令和7・8年度所沢市競争入札参加資格者名簿（建設工事）」における所在地区分が「市内」または「準市内」で登録されている事業者が対象施設の過半数を施工するよう配置されていること。過半数は施工施設の床面積の計により判断します。」の要件をクリアすることが難しい。 <p>⇒前述のとおり極力市内事業者を活用していただきたいと考えていますが、参入障壁の高さを考慮し要件から削除します。</p> ・要求水準を満たしたうえであれば仕様は施工グループごとに異なっていても良いか。 <p>⇒メンテナンス等を考慮し、可能な限り仕様を統一してください。付加提案は内容により統一されていくても構いません。</p>
舞台照明 LED 化の実現可能性について	<ul style="list-style-type: none"> ・可能だが削減効果は少ない。ESCO に含めるケースは稀。 ・一般的に一括導入では対象外とする。 ・舞台照明は特殊な技術が求められ、業者選定の幅が狭まる。 <p>⇒未 LED 化照明の LED 化はいずれ必要なことであることから、可能な範囲で一括導入に含めます。</p> ・仕様等が不明確ですが、設備の特殊性を考慮すると設計や納期に時間がかかる見込みで、工期もそれに左右される。 ・機器、器具更新に伴い開口寸法が合わない、機器が縮小化され見えなかった場所が露出するなど、見栄え仕上げが変わる可能性があるが、協議によるものとし建築工事は別途と考えてよいか。 <p>⇒想定はしておりませんが、当該状況が生じた場合は対応を協議します。基本的に軽微な補修の場合は事業費の中で実施いただきます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・半年程度の利用停止期間を設けてもらえるか。 ⇒十分な周知期間があれば利用制限は可能であり、調整します。 ・舞台下部に奈落等がある場合、一般的な床面の耐久性が期待出来ず、特殊な足場が必要となる場合があるが、特殊な足場が必要となる場合、別途仮設工事(吊足場、仮設ステージ等)を見込んでよいか。 ⇒想定はしておりませんが、当該状況が生じた場合は対応を協議します。
省エネ効果の検証について	<ul style="list-style-type: none"> ・多回路エネルギー モニタを希望する理由は何か。 ⇒オプション A は机上で検証が完結するため、その検証結果を実測結果にて補足する意図です。そのため、一部施設・一部回路にのみの設置を想定しています。 ・LED 化前の計測も実施する場合、一定期間工事着手ができなくなる。 ⇒設置する期間は着工の半年前程度を想定しています。初年度は施工時期の遅い施設に設計後すぐ設置することとなる想定です。 ・LED 化前後の省エネ効果（消費電力の削減率）は一定期間測定しなくとも、LED 化前後の瞬時値の測定で検証可能であり、一定期間の消費電力「量」を測定することは、事前設定した点灯時間が正しかったかの検証になってしまふ可能性が高い。 ⇒点灯時間が同程度であれば提案通りの削減効果が出来ることを実測により裏付けたいと考えています。 ・市が想定する多回路エネルギー モニタの設置予定数と測定回路数は。 ⇒施工グループごとに 1 施設(計 3 施設)、1 施設あたり 1 個を想定しています。測定回路は費用対効果を考慮し、提案事項とします。よりよい検証方法をご提案いただくことも差し支えありません。 ・ベースライン設定の為の点灯時間については、市が設定するのか。また、点灯時間設定に起因するベースライン未達は事業者の責に当たらないと理解して良いか。 ⇒ベースライン設定のための点灯時間は市が示したものを使用してください。また、施設の運用に起因する省エネ効果の未達は事業者の責とはなりません。

要件に加えた方が良い項目について	<p>・応募資格にある程度の事業規模を有する実績を加えて欲しい。本事業の規模から経験の豊富な企業が代表企業になるべき。</p> <p>⇒事業規模を要件に加えます。照明交換のみかつ検証方法に専門性を要しないことから、事業手法は不問とします。</p> <p>・資本金について加えるべき。</p> <p>⇒経営状況は評価項目としています。</p> <p>・内閣府 男女共同参画局にて総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することが推奨されている。</p> <p>⇒提案評価基準に「ワーク・ライフ・バランス等推進企業の該当状況」を加えます。</p> <p>・アスベストの扱い及び調査状況を加えるべき。</p> <p>⇒全ての施設で含有しないことを保証できないため、極力解体等にあたらず建物材料に影響しない方法で施工してください。開口部の拡張等が必要な場合は別途協議します。</p> <p>・PCB 含有機器の取扱いについて加えるべき。</p> <p>⇒PCB が含有されている安定器は搬出せず、廃掃法で規定された保管基準に沿う方法で市に引き渡すよう記載します。</p> <p>・配線回路、配線器具、既存金具、ポール等既存不良があった際の取扱いについて加えるべき。</p> <p>⇒基本的には事業費の範囲でご対応いただきますが、ポールの入れ替えをする等費用が高額になる場合は別途協議します。</p> <p>・未使用エリア、未使用器具は対象にするか。</p> <p>⇒間引きしている場合等も交換対象とします。</p> <p>・グループで応募する場合の役割はどう分類するか。</p> <p>⇒「事業役割」「設計役割」「施工役割」「維持管理役割」「その他の役割」に分類予定です。</p>
------------------	--

要件から無くした方が良い項目について	<ul style="list-style-type: none"> 「代表事業者が「所沢市競争入札参加資格者名簿(建設工事)」に電気工事業として登録」という要件は削除してほしい。 <p style="color: red;">⇒建設工事及び電気工事業に係る記載を削除し「代表事業者が「所沢市競争入札参加資格者名簿」に登録」とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「施工役割を担う事業者には、「令和7・8年度所沢市競争入札参加資格者名簿(建設工事)」における所在地区分が「市内」で登録」という要件は削除してほしい。 <p style="color: red;">⇒施工役割を担う事業者には必要な要件と考えますので残します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「施工役割を担う事業者において、「令和7・8年度所沢市競争入札参加資格者名簿(建設工事)」における所在地区分が「市内」または「準市内」で登録されている事業者が対象施設の過半数を施工するよう配置されていること。」を緩和又は削除してほしい。 <p style="color: red;">⇒前述のとおり極力市内事業者を活用していただきたいと考えていますが、参入障壁の高さを考慮し要件から削除します。</p>
市内事業者の活用について	<ul style="list-style-type: none"> 提案時に市内事業者を活用するとし、実際の施工時に活用しなかった場合、ペナルティはあるか。 <p style="color: red;">⇒市内事業者の活用割合は評価事由となるため、当該事由に影響する変更は認めません。発覚した場合は失格又は契約解除事由となります。市内事業者の活用を担保するためにも、市内事業者から意向表明書を取得することが望ましいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過半数の施工を市内事業者で賄おうとすると、現実的には1グループしか参加できなくなる可能性がある。 <p style="color: red;">⇒前述のとおり極力市内事業者を活用していただきたいと考えていますが、参入障壁の高さを考慮し要件から削除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内事業者の活用は構成員のみか。どこまでが範囲か。 <p style="color: red;">⇒施工を担う事業者のうち、1次下請までを対象とします。元請(市内)が100%、その1次下請がA(市内)20%、B(準市内)30%、C(市外)50%だった場合、地元施工店活用率はA+Bの50%となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内事業者は誰に対しても同じ額で施工費を見積ると

	<p>考えて良いか。</p> <p>⇒民間事業者間の話になるため、市ではわかりかねます。</p>
照度の考え方について	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に LED 化を一括で実施する場合は同等程度の性能の製品を選定するが、特定の用途(事務室・図書室・体育室等)の部屋のみ JIS 照度を満たす設計を要する仕様となった場合、一般的な場合と比較し数億程度の増額が見込まれる。 上記仕様にしてもメーカーによる照度簡易試算が可能なため、施設や部屋を特定すればそれほど困難ではない。 照明の配置換えをする場合、工事期間の長期化やアスベスト対策など懸念点が多くなる。 提案時に照度測定のための情報を市が提示する必要がある。
メーカーの納入確約書について	<ul style="list-style-type: none"> 出せなくはないが、それでも納品に遅れが生じることはある。 確約内容が施工期間 3 年間で工事が終わるよう納入という内容であれば可能性はある。
維持管理期間におけるまぶしさ等のクレーム対応について	<ul style="list-style-type: none"> 一般的なクレーム対応は可能と考える。 照度は保守率を考慮し設定している。まぶしさに対応するため単純に光束や照度を落とすと、将来照度が不足する可能性もある。 何台見込めば良いか示してほしい。 <p>⇒障害対応策が評価項目となるため、提案事項とします。</p>
その他ご意見等	<ul style="list-style-type: none"> 実施手法について民間資金型を再検討することは可能か。 <p>⇒自己資金型で実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ホール施設改修に伴う停電に関し、特別な対策が必要か。ピアノ等の楽器の停電時の温湿度管理や空調設備停止時の客席の粉塵対策など。 <p>⇒関係者に確認中です。プロポーザル公募時までに回答を追記します。</p> <p>⇒（R8.1.8 追記）停電に際し特別な対策は不要です</p>

	<p>が、湿度の少ない時期の施工にご配慮ください。客席の粉塵対策については粉塵が客席に残らないよう、必要な養生等の対策及び清掃を実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LED化に伴うブレーカー容量変更は事業に含まれるか。 ⇒想定はしていません。施設運用に影響が生じるなら別途協議します。 ・LED化に伴い電力契約を変更した場合の基本料金の差額は電気料金削減額に含まれるか。 ⇒その他の負荷により変更可能か判断がわかれため、提案には含めません。 ・照明種別ごとの単価は提案時に算出可能だが、例えばベースライトにも価格帯が様々ある。LED化対象の照明が減った場合のコスト妥当性を判断したいのであれば、灯ごとの費用をあらかじめ提出させた方が効果的。 ・契約は3年間で1本か。 ⇒1本とします。 ・支払いはどのように行うか。 ⇒施工グループごとに、完了した施設分を年度末まとめて支払う予定です。
--	--

4 官民対話結果を踏まえたプロポーザル資料の変更

今回のサウンディングでは、本事業の実施に当たって貴重なご意見等をいただきました。

今後いただいたご意見等を踏まえ、公募に係る資料を下記のとおり変更します。

変更する資料	変更点
プロポーザル実施要領	<p>ご意見を踏まえ、公募スケジュールを以下のとおり変更します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施要領等の公開（公募開始） 旧：令和8年1月5日(月)～ 新：令和8年1月8日(木)～ ・提案書の受付 旧：令和8年1月22日(木)～2月13日(金) 新：令和8年1月22日(木)～2月25日(水) ・審査・評価（企画提案書の審査・プレゼンテーション及びヒアリング）

	<p>旧：令和8年2月17日(火)～2月19日(木)</p> <p>新：令和8年3月2日(月)～3月6日(金)のいずれか1日</p> <p>開庁時間外に実施する可能性があります。</p>
プロポーザル実施要領	<p>応募者資格のうち、代表事業者の要件を以下のとおり変更します。</p> <p>旧：参加申込書及び資格確認書類の受付期間の末日において、「令和7・8年度所沢市競争入札参加資格者名簿（建設工事）」（以下、「資格者名簿」という。）に電気工事業として登録されている者であること。</p> <p>新：参加申込書及び資格確認書類の受付期間の末日において、「令和7・8年度所沢市競争入札参加資格者名簿」（以下、「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。</p>
プロポーザル実施要領	<p>応募者資格のうち、代表事業者の要件を以下のとおり変更します。</p> <p>旧：公共施設における既存照明のLED化を10以上の施設を一括して実施した実績があること。</p> <p>新：公共施設における事業費用3億円以上かつ10以上の施設を含む既存照明LED化事業を実施した実績があること。</p>
プロポーザル実施要領	<p>極力市内事業者を活用していただきたいと考えていますが、参入障壁の高さを考慮し以下を要件から削除します。</p> <p>「施工役割を担う事業者において、「令和7・8年度所沢市競争入札参加資格者名簿（建設工事）」における所在地区分が「市内」または「準市内」で登録されている事業者が対象施設の過半数を施工するよう配置されていること。」</p>
プロポーザル審査要領	<p>提案評価基準に「ワーク・ライフ・バランス等推進企業の該当状況」を加えます。</p>
照明設備に係る特記事項	<p>照度について、以下のとおりとします。</p> <p>「既設同等照度の器具を前提とするが、部屋の用途により現行のJIS照度基準及び労働安全衛生規則、学校環境衛生基準を満たすことが望ましい場合は、対応について市と協議し決定するものとする。」</p>